

「指定天寿荘ホームヘルプサービス」 重要事項説明書別表

(令和 4年 10月 1日)

①介護保険の給付の対象となるサービス

平常の時間帯(午前8時から午後6時)での料金は次の通りです。その他の時間は割増料金となります。
自己負担額は保険者が決定した負担の割合(1割、2割もしくは3割)とします。下記は1割負担の場合を掲載しております。

身体介護	1回あたりの利用料金	介護保険適用時の1回あたりの自己負担額(1割負担の場合)	割増料金
20分未満	1,670円	167円	早期(午前6時～午前8時) 基本料金の25%増し
20分以上30分未満	2,500円	250円	
30分以上1時間未満	3,960円	396円	夜間(午後6時～午後10時) 基本料金の25%増し
1時間以上1時間半未満	5,790円	579円	
1時間半以上(30分ごと)	5,790+(840)円()円	579+(84)円()30分ごと	深夜(午後10時～午前6時) 基本料金の50%増し

生活援助	1回あたりの利用料金	介護保険適用時の1回あたりの自己負担額(1割負担の場合)
20分以上45分未満	1,830円	183円
45分以上	2,250円	225円

身体介護(20分以上)に引き続き生活援助を行った場合	1回あたりの利用料金	介護保険適用時の1回あたりの自己負担額(1割負担の場合)
生活援助が20分以上45分未満の場合	3,170円	317円
生活援助が45分以上70分未満の場合	3,840円	384円
生活援助が70分以上	4,510円	451円

加 算	介護保険適用時の1回あたりの自己負担額
特定事業所加算Ⅱ(研修等、法律で定める基準を満たしている為、全員の方に加算されます。)	所定単位数に10%加算
介護職員処遇改善加算Ⅰ(厚生労働大臣が定める基準に適合している介護 職員の賃金の改善等実施している為、全員の方に加算されます。)	所定単位数に13.7%加算
介護職員等特定処遇加算Ⅱ(厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等実施している為、全員の方に加算されます。)	所定単位数に4.2%加算
初回加算(サービス提供責任者が初回訪問月に訪問又は同行訪問を行った 場合に加算されます。)	200円/月
緊急時訪問介護加算(居宅サービス計画以外に緊急に訪問した場合に加算 されます。)	100円
生活機能向上連携加算Ⅰ(リハビリテーションの専門職からの助言を受けられる体制を構築し、助言を受けてサービス提供責任者が、生活向上を目的とした 訪問介護計画を作成(変更)した場合に加算されます。)	100円/月
生活機能向上連携加算Ⅱ(リハビリテーションの専門職が、利用者宅を訪問して行う場合に加算されます。)	200円/月
介護職員等ベースアップ等支援加算(厚生労働大臣が定め施行される制度で、コロナの克服と超高齢化社会を迎えるにあたり人材確保に向けた経済対策の 取り組みの一環になります。)	所定単位数に2.4%加算

②介護保険給付の支給限度額を超える訪問介護サービス

平常の時間帯(午前8時から午後6時)での料金は次の通りです。

身体介護	1回あたりの利用料金	生活援助	1回あたりの利用料金
20分未満	1,670円	20分以上45分未満	1,830円
20分以上30分未満	2,500円	45分以上	2,250円
30分以上1時間未満	3,960円		
1時間以上1時間半未満	5,790円		
1時間半以上(30分ごと)	5,790+(840)円()円		

※ 特定事業所加算Ⅱ、介護職員処遇改善加算Ⅰは別途加算 されます。